

## 千代田区災害廃棄物処理計画（案）に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の考え方
1	在勤者	対象とする廃棄物 8頁	災害廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けることなく、処理をしてもらいたい。	廃棄物処理法において「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と定めており、産業廃棄物の中に災害廃棄物は含まれていないことから、災害廃棄物は一般廃棄物ということになるため、一般廃棄物として処理します。
2	在勤者	災害がれきの処理 の流れ 10頁	災害発生後は、緊急車両の通行を確保するため、道路上のがれきの片づけが重要となる。道路上のがれきを一時仮置き場に移動させると、時間がかかってしまうので対策を考えて欲しい。	千代田区地域防災計画及び災害廃棄物処理計画では、災害発生後は救助活動および道路啓開を優先して行うこととしています。路上のがれきについては応急集積場所に集め、その量によっては一時仮置き場に移動することなく、中間処理施設（二次仮置き場）に直接持ち込むことも想定しています。
3	在勤者		トルコ地震の情報を見ていると、救助活動のために災害がれきの処理・道路啓開は重要と思う。	
4	在住者	し尿処理の流れ 13頁	仮設トイレの確保数は、十分でしょうか。	災害時に発生するし尿対策として、各家庭や事業所へ携帯トイレの確保をお願いしているところであり、今後も区では周知を図ります。なお、区としても携帯トイレ等の備蓄を一定数行っております。
5	在住者	組織体制の構築 24頁	災害発生時は、各部署との連携が重要だと思います。	千代田区地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害対策本部体制のもと災害廃棄物処理を行っていきます。
6	在勤者	協力・支援体制 28頁	廃棄物運搬業者や処理業者も罹災している場合もあるので、広域での連携をした方がよい。	関東近県自治体などと締結している協定や、焼却施設の被害が大きい場合には国・都の主導のもと、広域的な処理をしていきます。 また、民間団体と災害時における対応について協定を結んでおり、協定締結団体にもご協力いただきながら対応してまいります。
7	在住者		災害発生時後に大量の廃棄物が出るが、人員・機材は足りるのか。	
8	在勤者		計画を見ると、衛生面から考えて、対応が難しいのは生活ゴミであり、既存の焼却設備は動かす事ができない場合などを想定して対処していただきたい。	
9	在勤者	住民広報 32頁	表2.9「平時の災害廃棄物処理に備える広報内容」について、区民に周知する方法が重要だと思います。	災害廃棄物の仮置き場での分別など災害廃棄物処理計画の内容については、平時からの周知が重要と考えています。区のホームページ・SNSの活用や啓発資料などを作成し、周知に努めてまいります。
10	在勤者		災害発生後は、区民が何をすべきかわかりやすく見えるように取り組んでほしい。	
11	在勤者		災害廃棄物の適正な処理には、仮置き場における分別が重要となる。平時から分別についての周知や注意喚起が必要だ。	

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の考え方
12	在勤者	災害廃棄物 処理実行計画 37頁	この計画に基づいて、より実践的対応が可能な対策マニュアルの検討をお願いします。また、対策マニュアルを活用し、区民、在勤、在学者への周知についてなども検討いただければと思っています。	災害廃棄物処理実行計画策定マニュアルを整備し、災害発生後は災害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定し、廃棄物処理を行っていきます。
13	在勤者	有害物・危険物の 処理 43頁	45ページ「災害時の太陽光パネルの取扱い」については、東京都が新築住宅に設置を義務化するため、廃棄する場合は行政で処理すべきではないか。	災害により被災した太陽光パネルは、災害廃棄物として区が処理をします。
14	在勤者	仮置場 46頁	応急集積場所に、校庭を含めたらどうか。	災害廃棄物の仮置場候補地選定は、区有地、国、都等の公園等を基本に行います。災害の規模により必要面積の確保が困難な場合等には、民有地の借地も検討します。また、災害発生後に速やかに仮置場設置が行えるよう、平常時から災害廃棄物の仮置場候補地として活用可能な場所や利用可能性の調査、協議を行い利用の可否について判断していきます。
15	在勤者		災害時は大量の廃棄物が出るが、集積場所はどうするのか。	